

『実務経験証明書』添付書類・入手方法

(①～④のいずれかを添付してください。)

(勤務歴計算)

手計算が面倒の場合には、下記のエクセルの表に、西暦で入力すると勤務年数がすぐにわかります。ご利用ください。

●社員(1名)の証明

① 雇用保険被保険者証(写)

受講申込書に『雇用保険被保険者証』の写しを添付します。

これが現在勤務する会社のもので実務経験年数が受講条件の年数に合致していれば、他の書類は不要です。

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (被保険者通知用)				様式第7号 雇用保険被保険者証	
個人番号登録あり	秋田 公共職業安定所長		秋田 公共職業安定所長		
被保険者番号	確認(受理) 通知年月日	資格取得年月日	取得時 被保険者種類	被保険者番号	
4900-102030-4	H210624	H210620	1	4900-102030-4	
被保険者氏名	生年月日 (元号一年月日)		生年月日 (元号一年月日)		
アキタ タロウ	3	521025	(2大正 3昭和 4平成 5令和)	アキタ タロウ	3 521025 (2大正 3昭和 4平成 5令和)
事業所名称略称	転職の年月日		2020. 1		
株式会社 基準協会建設			2020. 1		

「事業所名称略称」の事業所に「資格取得年月日」から勤務したことの証明となります。

「雇用保険被保険者証」は、現在勤務している会社又は最終勤務の会社での保険加入日が表示されます。過去の勤務歴は表示されないことから過去の複数の会社の勤務歴を合算して実務経験とする場合は、この方法は使えません。

また、会社を既に退職した方が持っている「雇用保険被保険者証」の場合、退職日が不明の場合(証明できない場合)にもこの方法は使えません。

【雇用保険被保険者証の入手方法】

「雇用保険被保険者証」は本人に対して交付されるものです。本人が持つていくことになります。ただし、失業まで使用されないため、紛失しないように会社が保管しているケースがあります。どちらにしても、交付済みとなっています。

「雇用保険被保険者証」が見つからない、紛失した場合には、勤務する会社がハローワークに申請すれば再発行されます。

再発行の手続きのお問い合わせはハローワークにお尋ねください。

●複数の社員の証明（多くの従業員に調査者の資格を取らせる場合など）

②事業所別被保険者台帳(写)

受講申込書に『事業所別被保険者台帳』の写しを添付します。

これが現在勤務する会社のもので実務経験年数が受講条件の年数に合致していれば、他の書類は不要です。

事業所別被保険者台帳照会				
事業所番号	1801-000000-0	取得中被保険者数	3人	
事業所名	(株)労働基準建設 Tel. 018-862-3362			
被保険者番号	氏名	生年月日	性別	年齢
取得・転入日	転入前取得日	種類	区分	雇用継続給付等
離職・転出日	種類	区分	喪失原因	
1801-0000-5 H17.4.30	シハタ カツイ	S 23.10.11 1	男 1	58歳
5015-0000-3 H15.9.30	ニツタ ヨシタダ	S 51.1.15 1	男 1	31歳
5048-0000-0 H18.10.30	アケチ ミツヒデ	S 58.10.11 1	男 1	24歳

「事業所名」の事業所に「取得・転入日」から勤務したことの証明となります。

上記の例のとおり、社員全員分がでますので、該当者の名前があれば、その全員の証明となります(他の社員分は黒塗りとして差し支えありません)。

【事業所別被保険者台帳の入手方法】

現在勤務する会社がハローワークに「雇用保険適用事業所情報提供請求書」を提出し「事業所別被保険者台帳」を入手してください。

雇用保険適用事業所情報提供請求書	
事業所名	事業所番号
事業所所在地	
依頼する情報 (希望するものに○)	<p>1 適用事業所台帳ヘッダー1 ※ 事業所所在地、設置年月日等適用事業所の基本的な情報を確認していただけます。</p> <p>2 適用事業所台帳ヘッダー2 ※ 適用事業所の過去からの月別の被保険者数の推移、各月末現在の被保険者数等を確認していただけます。(過去3年間)</p> <p>3 事業所別被保険者台帳 ※ 適用事業所の現在取得中の被保険者について、氏名、生年月日、被保険者資格の取得年月日等を確認していただけます。(出力日時点)</p> <p>(1)照会方法 ①被保険者番号順 ②五十音順 ③取得日順 ④生年月日順 (2)出力方法 ①書面 ②USB</p>
上記のとおり、適用事業所情報の提供(閲覧・写しの交付)を請求します。	
令和 年 月 日	
公共職業安定所長 殿	

●事業主が資格を取得する場合

④建設業許可(写)

事業主として業を行ってきた方の実務経験証明を得る場合、5年ごとに行っている建設業許可書の写し(過去の設業許可写が実務経験年数分)を添付することで証明が可能です。(代表者となっている場合に限ります。)

秋田県秋田市
株式会社
代表取締役
様

指令秋総一
令和4年 月 日

秋田県知事 佐竹 敏久

特定 建設業の許可について (通知)

令和4年 月 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、次のとおり許可したので、通知します。

許可番号 秋田県知事許可 (特一) 第 号

許可の有効期間 令和4年 月 日 から 令和9年 月 日 まで

建設業の種類
土木工事業 建築工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 : 令和9年 月 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)